

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局医療政策部医療人材課）……………

告示

○都市計画の決定……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………

○都市計画の変更……………（都市整備局都市づくり政策部開発企画課）……………

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（二件）……………
（住宅政策本部民間住宅部不動産課）……………

○東京都環境影響評価条例による見解書……………（環境局総務部環境政策課）……………

○母子保健法による養育医療機関の指定……………（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）……………

告示（公）

○教習指導員審査の実施…………………………

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）……………

規則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年一月十三日

●東京都規則第一号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十七年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「4まで」を「5まで」に、

「4 旧姓併記の希望の有無 有・無」を

「4 旧姓併記の希望の有無 有・無

5 過去に准看護師免許を有していたことの有無（有の場合、登録都道府県及び登録番号）有・無

改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第十九号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）

第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和四年十二月二十二日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の決定がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年一月十三日

東京都知事 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

有楽町・銀座
・新橋周辺地区
千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第二十号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和四年十二月二十二日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画都 追加する部分
市再生特別地区 中央区京橋三丁目地内

(京橋三丁目地区)

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第二十一号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
令和五年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和五年一月二十四日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社栄和地所

(二) 代表者氏名 代表取締役 津山 裕伍

(三) 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋二丁目十一番十号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇一二五七号

(五) 免許年月日 令和四年十月二十日

●東京都告示第二十二号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和五年一月二十四日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社グロース

(二) 代表者氏名 代表取締役 松本 憲弘

(三) 主たる事務所の所在地 世田谷区上馬四丁目三番九号 森嘉ビ
ル二階

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九二五六二号

(五) 免許年月日 令和三年一月七日

●東京都告示第二十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、日本電子昭島製作所建物更新計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本電子株式会社

代表取締役社長兼CEO 大井 泉

昭島市武蔵野三丁目一番二号

二 対象事業の名称及び種類

日本電子昭島製作所建物更新計画

工場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭島市武蔵野三丁目に位置する日本電子昭島製作所において、老朽化した既存工場建屋群の建替えを行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係市長からの意見が一件あった。
事業者は意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和五年一月十三日から同年二月一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 昭島市環境部環境課

昭島市田中町一丁目十七番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びこれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の件数は表1に示すとおり、都民の意見書が0件、事業段階関係市長の意見が1件の合計1件である。
評価書案について提出された事業段階関係市長である昭島市長からの意見及び事業者の見解は、表2に示すとおりである。なお、意見は全文を記載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係市長の意見	1
合計	1

表2 昭島市長の意見及びこれらについての事業者の見解

項目	全般	事業者の見解
工事の実施に関しては、関係法令等を遵守するほか、近隣に昭島市立武蔵野小学校もあることから、関係車両の交通法規遵守及び安全運転を徹底するとともに、交通誘導員を常時配置するなど歩行者の安全対策を実施すること。	また、昭島市総合基本計画及び昭島市環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。	工事の実施に関しては、関係法令等を遵守するほか、近隣に昭島市立武蔵野小学校もあることから、関係車両の交通法規遵守及び安全運転を徹底するとともに、工事の状況に応じて交通誘導員を適切に配置するなど歩行者の安全対策を実施します。

●東京都告示第二十四号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十條第五項の規定に基づき、指定養育医療機関として次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

名称	所在地	開設者	指定年月日
日輪市立病院	日輪市多摩	大塚 冬彦	令和四年十二月二十日
	平河一丁目三		日二十日
	細野6-1		

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第15号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月13日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

- 1 審査の種類
普通自動車免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者である

こと。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

- ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

- 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年2月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請書類

- (1) 申請書類
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）
ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和5年1月26日（木曜日）及び同月27日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年1月16日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
イ 写真は、申請書に貼り付けること。
ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視

庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5275

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市師岡町一丁目百五十四番三及び同番三地先
杉並区西荻北二丁目一番十一号

株式会社三栄建築設計

代表取締役 小池 学

青梅市友田町一丁目八百八十八番一、八百二十番及び八百二十二番の各一部
青梅市友田町一丁目八百二十番地
村野 克秀

昭島市宮沢町二丁目百九十三番五、同番十一及び百九十四番一
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

国分寺市日吉町一丁目二十三番十七
新宿区西新宿二丁目六番一
号新宿住友ビル三十一階
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、三田小山町西地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三田小山町西地区市街地再開発組合
理事長 宮川 昭
港区三田一丁目四番八十号

二 対象事業の名称
三田小山町西地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日
令和五年一月十六日

四 工事完了の予定年月日
令和十年四月一日

五 届出日
令和四年十二月二十二日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

